

報告第 21 号

新花泉小学校校舎・屋内運動場等杭基礎工事の請負契約の変更に関する専決処分の
報告について

市長専決条例（平成 17 年一関市条例第 217 号）第 2 条第 1 号の規定により、別紙のとおり
専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、
これを報告する。

令和 3 年 11 月 9 日提出

一関市長 佐藤 善仁

別紙

専決処分書

新花泉小学校校舎・屋内運動場等杭基礎工事の請負契約の変更について、市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年10月25日

一関市長 佐藤 善仁

- 1 工 事 名 新花泉小学校校舎・屋内運動場等杭基礎工事
- 2 工 事 場 所 一関市花泉町涌津字下原地内
- 3 工 事 内 容 杭基礎工事 一式
- 4 契約の相手方 一関市山目字中野 140 番地 5
株式会社佐々木組
代表取締役 佐々木 一 徳

5 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	155,100,000 円	148,133,700 円

報告第 21 号 参考資料No. 1

新花泉小学校校舎・屋内運動場等杭基礎工事の請負契約の変更の概要

杭残土処理工の残土処理の数量の変更により工事内容を変更したため、契約金額を変更したものである。

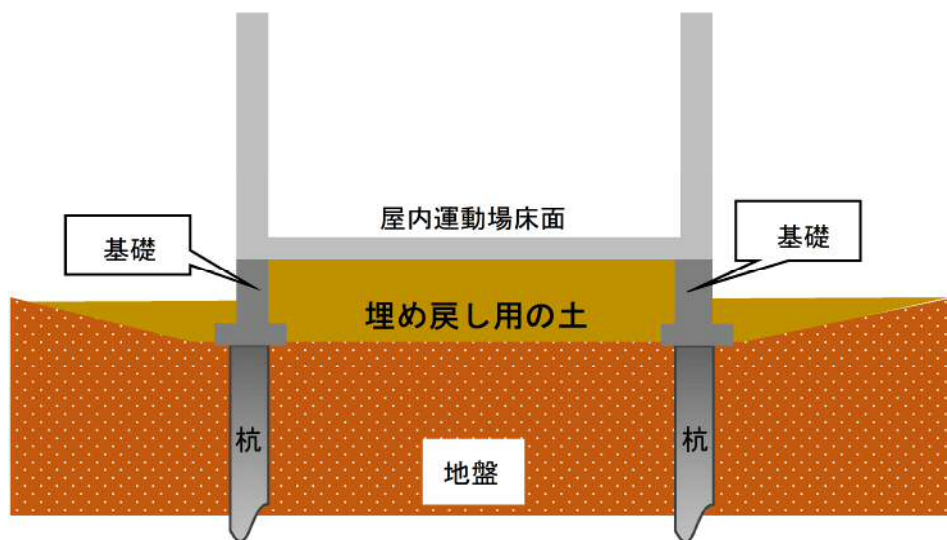
項目	変更前	変更後	増減額	変更理由
杭残土処理工	残土処理 797 m ³	残土処理 446 m ³	減 6,966,300 円	埋戻し用の土として再利用する建設汚泥から環境基準値を超える六価クロムが検出されたことから、その無害化のための対策の検討に時間を要するため、本工事から当該建設汚泥の再資源化処理を行う数量を減じるもの。

1 契約変更を要する経緯

杭基礎工事の杭を設置する過程で発生する建設汚泥(セメントと現地の土の混合物)を、現場において埋め戻し用の土として再利用しようとしていたが、当該建設汚泥から環境基準値(1リットル当たり 0.05mg)を超える1リットル当たり 0.06mg の六価クロムが検出されたことから、無害化の検討に時間を要するため。

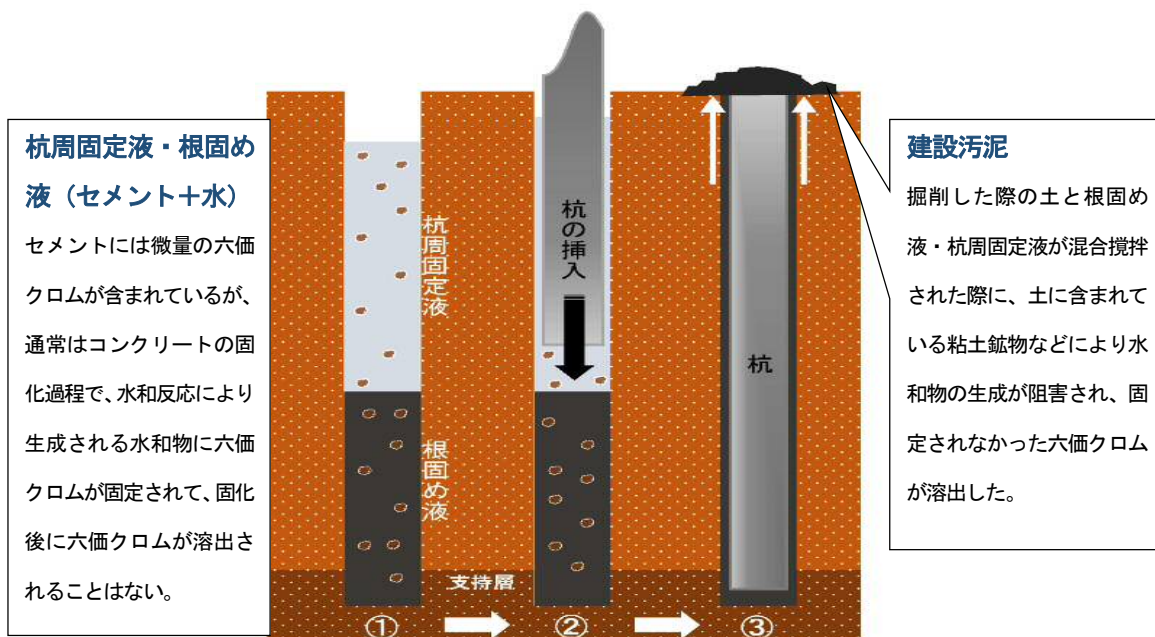
六価クロムとは

クロムは主に三価と六価が存在し、一般に自然界でのクロムは三価の状態が存在している。三価のクロムは研磨剤やうわぐすり等に使用され、六価のクロムはクロムメッキ、顔料等に用いられる。三価クロムには毒性がないが、六価クロムは毒性が強いことから、溶出の際の環境基準値は、1リットル当たり 0.05mg 以下と定められている。



<建設汚泥の再資源化>
集めた建設汚泥をプラントに投入し、固化材を混ぜて造粒攪拌することで改良土が出来上がる。その改良土を、屋内運動場部分の埋め戻しの一部に使用する予定としていた。

2 建設汚泥の発生イメージ



杭周固定液・根固め液(セメント+水)
セメントには微量の六価クロムが含まれているが、通常はコンクリートの固化過程で、水和反応により生成される水和物に六価クロムが固定されて、固化後に六価クロムが溶出されることはない。

建設汚泥
掘削した際の土と根固め液・杭周固定液が混合攪拌された際に、土に含まれている粘土鉱物などにより水和物の生成が阻害され、固定されなかった六価クロムが溶出した。